

議案第 16 号

羽生市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

羽生市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 7 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(特別休暇)</p> <p>第 14 条 (略)</p> <p>2 職員は、次の各号に掲げる場合に、それぞれの場合について定める期間、特別休暇を受けることができる。</p> <p>(1) ～ (12) (略)</p> <p><u>(13) 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において 5 日（当該通院等が体外受精その他の市長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10 日）の範囲内の期間</u></p> <p><u>(14)</u> (略)</p> <p><u>(15)</u> (略)</p> <p><u>(16)</u> (略)</p> <p><u>(17)</u> (略)</p> <p><u>(18)</u> (略)</p> <p><u>(19)</u> (略)</p> <p><u>(20)</u> (略)</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第 14 条 (略)</p> <p>2 職員は、次の各号に掲げる場合に、それぞれの場合について定める期間、特別休暇を受けることができる。</p> <p>(1) ～ (12) (略)</p> <p><u>(13)</u> (略)</p> <p><u>(14)</u> (略)</p> <p><u>(15)</u> (略)</p> <p><u>(16)</u> (略)</p> <p><u>(17)</u> (略)</p> <p><u>(18)</u> (略)</p> <p><u>(19)</u> (略)</p>

<p>(21) (略)</p> <p>(22) (略)</p> <p>3 <u>前項第13号から第17号までの</u> 休暇の単位は、1日又は1時間とする。</p> <p>4 1日を単位とする<u>第2項第13号から第15号までの</u> 休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しないときに使用するものとする。</p> <p>5 1時間を単位として使用した<u>第2項第13号から第15号までの</u> 休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(20) (略)</p> <p>(21) (略)</p> <p>3 <u>前項第13号から第16号までの</u> 休暇の単位は、1日又は1時間とする。</p> <p>4 1日を単位とする<u>第2項第13号及び第14号の</u> 休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しないときに使用するものとする。</p> <p>5 1時間を単位として使用した<u>第2項第13号及び第14号の</u> 休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年2月22日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明